

賞金 時間給 860円
提出書類 臨時職員登録申請書
(提出先は庶務課になります。)
受付期間
6月16日(月)～6月25日(水)

申込み・問合せ先
福祉課児童福祉係 内線163

スポーツ・レクリエーション 「梨のまち白岡大会」

埼玉県障害者交流センターの
出前「スポーツ・レクリエーション」
「梨のまち白岡大会」を開催し
ます。参加者とボランティアを同
時募集します。

日時 7月6日(日) 午前10時15分
～午後3時(受付10時)

会場 白岡勤労者体育センター

【参加者】

対象 町内在住・在勤の障害者及
び介護者

定員 100名程度(申込み順)

種目 風船ハレーボール、卓球ハ
レー、ポッチャ、各種レクリエー
ション

参加費 100円(傷害保険料)

持参する物 弁当、体育館用の上
履き

【ボランティア】

内容 会場準備と片付け、参加者
と一緒に競技に参加

参加費 無料

傷害保険料と弁当は障害者交流
センターが負担します。

持参する物 体育館用の上履き

【申込み】

申込方法 申込書(福祉課にあり
ます)に必要事項を記入し、6月

3日(火)から18日(水)までに福祉課か
埼玉県障害者交流センタースポー
ツ指導課へ郵送またはFAXで申
込みください。(必着)

問合せ先

〒349 0292

白岡町大字千駄野432

福祉課障害者福祉係 内線163

FAX(93) 5037

埼玉県障害者交流センター

〒330 8522

さいたま市浦和区大原3 10 1

〒048(834) 2248

FAX 048(834) 3333

納涼大会

老人福祉センターでは、毎年60
歳以上のかたを対象に納涼大会を
催しています。今年は7月24日(木)
に開催します。当日演技を披露し
たいかたを募集します。

定員 40名(先着順)

申込み・問合せ先

7月9日(水)午前9時30分から老
人福祉センターへ(本人が直接お
申し込みください)

〒(92) 1205



お知らせ

納税証明書を 請求されるかたへ

本人確認の書類提示について

7月1日(火)から県税に関する納
税証明書(自動車税継続検査用納
税証明書を除く)を請求される場
合、運転免許証等の公的機関の発
行した証明書類等により本人確認
させていただきますので、ご協力
をお願いします。

なお、代理人が請求される場合、
委任状を提出していただくことも
に、代理人自身の本人確認をさせ
ていただきますので、併せてお願
いします。

問合せ先

春日部県税事務所

〒048(737) 2110

自動車税事務所

〒048(623) 0226

県税務課

〒048(830) 2653

住民課からお願

来庁者の本人確認に
ご協力ください。

住民票の写し等を本人になりす
まして個人情報取得したり、虚
偽の戸籍の届出や住民異動届出な
ど、悪質な犯罪事件が発生してい
ますので、これを防止するため
に窓口において、運転免許証やパ
スポートなどで、来庁者の本人確

認をさせていただきますので、よ
ろしく願います。

問合せ先 住民課住民係

内線137

住民基本台帳ネット ワークシステム

来る8月25日(月)から本稼働し
ます。

住民基本台帳ネットワークシス
テムにつきましては、全国の市区
町村を結んだネットワークシス
テムを利用することによって、住民
サービスの向上と行政事務の効率
化を図るものです。

昨年8月5日からは住民票コー
ドを基にシステムの基本的な部分
である国の機関等への本人確認情
報の提供や利用が開始されました。
例として、

- ・一般旅券の新規発給におけ
る住民票の写しの添付省略
- ・恩給受給者の受給権調査に
おける市区町村長の記載事項
証明の廃止
- ・地方共済組合の年金受給権
の現況届の廃止など

そして、来る8月25日(月)からは、
住民基本台帳カードの交付、住
民票の写しの広域交付、転入転出
手続きの特例処理などが始まりま
す。

今後、これらの内容について、
広報しらおか等を通じ、お知らせ
して参ります。

「住民基本台帳カード」とは?
住民基本台帳カードは、高度な

セキュリティ機能を備えたICカ
ードとなっており、希望した住民
のかたに交付するもので、住民票
に記載された氏名及び住民票コー
ドなどが記録されたカードです。
このカードをもっているかたは、
全国どこでも住民票の写しの交付
が受けられるほか、引越越する
場合、市町村窓口での手続きが簡
素化されます。

問合せ先 住民課住民係

内線137

国民年金保険料の 免除制度があります

国民年金の第1号被保険者(自
営業者など)で、保険料を納める
ことが困難なかたには、保険料が
免除になる制度があります。

全額免除 保険料の全額(月
額13300円)を免除する
制度です。

半額免除 保険料の半額(月
額6650円)を納めて半額
を免除する制度です。

半額を納めない月は未納期
間になります。

Q 免除を受けた期間は、年金を
受けるときどう扱われるの?

A 免除期間は未納扱いとなりま
せん。老齢基礎年金、障害基礎年
金などを受けるための受給資格期
間に算入されます。ただし、老齢
基礎年金額の計算の際は、保険料
(全額)を納付した期間と比べ、
全額免除期間は3分の1、半額免
除期間は3分の2の額に減額され
ます。

Q いつからいつまで免除になるの？

A 免除の承認期間は、7月から翌年の6月までです。ただし、免除の承認は、申請をした月の前月からになります。

Q 免除の申請に何が必要になるの？

A 年金手帳、印鑑、失業して雇用保険を受給している場合は受給資格者証、15年1月2日以降に転入された場合は前住所地の所得証明書が必要で、

問合せ先 保険年金課国民年金係
内線143・144

老人医療費受給者の皆さんへ

老人医療とは、満68歳及び69歳で医療保険に加入しているかた（本人又は配偶者の住民税課税標準額が47万円を超えるかたを除く。）が負担する医療費の一部を助成する制度です。該当するかたには、誕生月の前月下旬までにお知らせします。

老人医療費受給者の医療費負担額（本人負担額）は1割です。

ひと月の本人負担額が左表に示す額を超えた場合には、申請により超過額が払い戻されます。また、入院の場合で、同一医療機関でのひと月あたりの本人負担額が下表に示す額に達したときは、その後のお支払いは不要となります。

住民税の非課税世帯に属し、扶養を受けていないかたで、町の認定あらかじめ申請が必要です。

	負担額を自己負担した場合（入院したかた）	外来の場合
一般の受給者のかた	4万200円	1万2,000円
減額認定を受けているかた	2万4,600円	8,000円

を受けた場合には、入院時のひと月の支払い限度額が24600円（外来のみの場合は8000円）に減額されます。

問合せ先 高齢福祉課高齢者福祉係
内線172・173

老人保健 届け出を忘れずに

次のようなかたは、老人保健で医療を受けます。医療機関にかかるときは、健康保険証とあわせて健康手帳と医療受給者証をお持ちください。

昭和7年9月30日以前に生まれただかた

一定の障害があり、認定を受けた65歳以上のかた

こんなときには、保険年金課に届け出が必要になります。

こんなとき 届け出に必要なもの

一定の障害のあるかたが65歳になったとき、または65歳を過ぎて一定の障害のある状態になったとき（既に老人保健に該当している

かたは除きます）
身体障害者手帳（または診断書等）、健康保険証、印鑑

転出するとき
医療受給者証、健康手帳、印鑑

転入してきたとき
健康保険証、負担区分等証明書、印鑑

町内で住所が変わったとき
医療受給者証、健康手帳、健康保険証、印鑑

加入している医療保険が変わったとき
医療受給者証、健康手帳、新しい健康保険証、印鑑

生活保護を受けるようになったとき（国保のかた）
医療受給者証、健康手帳、印鑑

死亡したとき
医療受給者証、健康手帳、印鑑

問合せ先 保険年金課国民健康保険係
内線142・147・148

児童手当の現況届提出について

児童手当を受けているかたは、6月中に「現況届」を提出しなければなりません。この届けは、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。現在、手当を受けているかたには、現況届の用紙を郵送しますので、必要事項を記入して提出してください。この届けの提出がないと、6月分以降の手当の支給が受けられなくなりますので

注意ください。
受付日 6月16日（月）～20日（金）
受付時間
午前の部 午前9時～正午
午後の部 午後2時～4時

受付場所 役場1階会議室102
現況届に必要な添付書類等
年金加入証明書

勤務先で証明してもらってください。（国民年金加入者は不要）
所得証明書

白岡町に今年1月2日以降に転入されたかたは、前住所地の市区町村長の発行する児童手当用所得証明書（平成14年中の所得）を提出してください。

印鑑

その他
平成14年分の所得が未申告のかたは、必ず申告してから提出してください。

受付期間中に都合のつかないかたは、お早めに福祉課窓口で手続きをしてください。

（土・日曜日を除く）
問合せ先 福祉課児童福祉係
内線162・163

貯水槽水道の清掃と点検を！

主に3階建て以上の高層住宅などへの給水は、貯水槽水道で行われています。貯水槽水道とは、水をためる貯水槽と水をくみ上げるポンプ、蛇口まで水を流す水道管などを含めたものです。

この貯水槽の容量が10㎡以下の貯水槽水道は、法の規制の対象に

なく、一度貯水槽に入った水の管理は、設置者にゆだねられています。そのため、管理が不徹底だと、衛生上の問題が発生することがあります。

そこで、平成13年7月に水道法が改正されました。町でも給水条例の一部改正を行い、水道事業者及び設置者の責務を定めました。

設置者の皆さんに実施していただく管理の基準や点検の方法などは、主に次のとおりです。

貯水槽の清掃は1年に1回実施してください。

貯水槽の内面の破損、老化や劣化、水漏れ、外壁の破損、さびや腐食、マンホールの密閉状態などについて点検してください。

給水する水が健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者などに知らせてください。

問合せ先 水道課
☎（92）1304

光化学スモッグに注意！

光化学スモッグとは、自動車の排出ガスや工場のばい煙などに含まれている窒素酸化物や炭化水素などが太陽からの紫外線を受けて複雑な光化学反応を起こし、有害な光化学オキシダント（酸化性物質）に変わることによって起きる現象です。この光化学オキシダントがある濃度以上になると、息苦しくなったり、目が痛くなるなどの人体への悪影響が起り、植物にも被